

平成 18 年 4 月 20 日

各 位

不動産投信発行者名  
東京都中央区日本橋一丁目 5 番 3 号  
日本橋西川ビル  
エルシーピー投資法人  
代表者名  
執行役員 宮崎 俊司  
(コード番号：8980)

問合せ先  
エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社  
取締役財務部長 久保 裕司  
TEL.03-3272-7311

### 新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

エルシーピー投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 18 年 4 月 20 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資証券(以下「本投資証券」といいます。)を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)不動産投資信託証券市場に上場するにあたり実施する新投資口発行及び投資口売出しを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 公募による新投資口発行(一般募集)

(1) 発行新投資口数 59,000 口

(2) 発行価額 未定

(平成 18 年 5 月 15 日(月曜日)(発行価格決定日)に開催される役員会において決定する。)

(3) 発行価額の総額 未定

(4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社及び新光証券株式会社を主幹事証券会社(以下、総称して「共同主幹事証券会社」という。)とする引受シンジケート団に全投資口を買取引受けさせる。なお、共同主幹事証券会社以外の引受人は、極東証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、クレディ・スイス証券株式会社、マネックス証券株式会社及びイー・トレード証券株式会社(以下、共同主幹事証券会社と併せて「引受人」という。)とする。

一般募集における発行価格(募集価格)は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」第 4 条に規定するブック・ビルディング(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格にかかる仮条件を投資家に提示し、投資口にかかる投資家の需要状況の調査の手続きを行った上で発行価格等を決定する方法をいう。)の手続きを行った上で決定する。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びにその訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (5) 引受契約の内容 引受人は、下記(9)に記載の払込期日に引受価額(発行価額)の総額を本投資法人に払込み、一般募集における発行価格の総額と引受価額(発行価額)の総額との差額は引受人の手取金とする。本投資法人は、引受手数料は支払わない。
- (6) 需要の申告期間 平成18年5月8日(月曜日)から  
(ブック・ビルディング期間) 平成18年5月12日(金曜日)まで
- (7) 申込単位 1口以上1口単位
- (8) 申込期間 平成18年5月16日(火曜日)から  
平成18年5月18日(木曜日)まで
- (9) 払込期日 平成18年5月22日(月曜日)
- (10) 投資証券交付日 平成18年5月23日(火曜日)(以下「上場(売買開始)日」という。)
- (11) 金銭の分配の起算日 平成17年9月20日(火曜日)(本投資法人設立日)
- (12) 発行価格、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (13) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売出人 みずほ証券株式会社
- (2) 売出投資口数 1,800口

上記売出投資口数は、上記1.記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が行う、本投資法人の投資主であり、本投資法人の指定する販売先(以下「指定先」という。)であるザ・エルシーピー・グループ・エルピー及び株式会社ゼクスからそれぞれ900口(合計1,800口)を上限として借入れる予定の投資証券(以下「借入投資証券」という。但し、かかる貸借は、指定先へ販売がなされることを条件とする。)の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)の口数である。従って、上記売出投資口数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少することがあり、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが行われない場合もある。

- (3) 売出価格 未定  
(一般募集において決定される発行価格と同一の価格とする。)
- (4) 売出価額の総額 未定
- (5) 申込期間 平成18年5月16日(火曜日)から  
平成18年5月18日(木曜日)まで
- (6) 受渡期日 平成18年5月23日(火曜日)
- (7) 申込単位 1口以上1口単位

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びにその訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

(8) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。

(9) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 第三者割当による新投資口発行（グリーンシューオプションによるその他の者に対する割当）

(1) 発行新投資口数 1,800口

(2) 割当予定先及び投資口数 みずほ証券株式会社 1,800口

(3) 発行価額 未定

（一般募集において決定される発行価額と同一の価格とする。）

(4) 発行価額の総額 未定

(5) 申込期間 平成18年6月15日（木曜日）

（申込期日）

(6) 払込期日 平成18年6月15日（木曜日）

(7) 申込単位 1口以上1口単位

(8) 金銭の分配の起算日 平成17年9月20日（火曜日）（本投資法人設立日）

(9) 発行価格、その他この第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。

(10) 上記申込期日までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。

(11) 一般募集による新投資口発行を中止した場合は、この第三者割当による新投資口発行も中止する。

#### ご参考

( ) オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が借入投資証券の返還に必要な本投資証券を取得させることを目的として、本投資法人は、上記1.の一般募集とは別に、上記3.記載のとおりみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による1,800口の投資口の追加発行（以下「本第三者割当」という。）を決議しており、みずほ証券株式会社に対し、上記の1,800口を上限として、本第三者割当による追加発行投資口の割当を受ける選択権（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成18年6月13日（火曜日）を行使期限として付与する予定である。また、みずほ証券株式会社は、同じく借入投資証券の返還を目的として、平成18年5月23日（火曜日）から平成18年6月13日（火曜日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数を上限に、東京証券取引所において本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合がある。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しにかかる口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合がある。

みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数から、シンジケートカバー取引により買付けた口数を減じた口数について、グリーンシューオプションを行使し、本第三者割当に応じる予定である。従って、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数が減少した場合若しくはオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合又はシンジケートカバー取引が行われた場合には、その口数に応じて、みずほ証券株式会

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びにその訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

社がグリーンシュエーションを行使し、本第三者割当に応じて申込みをする口数は減少し、その結果、失権により本第三者割当に基づき発行する口数がその限度で減少し、又は発行そのものが行われない場合がある。

- ( ) 上記(i)に記載の取引に関しては、みずほ証券株式会社、新光証券株式会社と協議の上、これらを行う。

#### 4. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	300口
一般募集による増加投資口数	59,000口
一般募集後の発行済投資口総数	59,300口
本第三者割当による増加投資口数(予定)	1,800口
本第三者割当後の発行済投資口総数(予定)	61,100口

#### 5. 今回の調達資金の使途

一般募集における手取金(28,320,000,000円)については、グリーンシュエーションの行使による本第三者割当による手取金(上限864,000,000円)と併せて、本投資法人による特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有するものとする。以下同じ。)の取得資金の一部等に充当する。

(注)上記の手取金は、平成18年4月20日現在における見込額である。

#### 6. 投資主への利益配分等

本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い利益配分等を行うものとする。

#### 7. その他

##### (1) 販売先の指定

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人が資産の運用にかかる業務を委託しているエルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社(以下「資産運用会社」という。)の株主であるザ・エルシーピー・グループ・エルピー、極東証券株式会社、日神不動産株式会社、矢作建設工業株式会社及び株式会社ディックスクロキ並びに本投資法人に対して特定資産を譲渡することに合意している株式会社ゼクスに対し、一般募集の対象となる本投資証券のうち、それぞれ900口、450口、300口、300口、150口及び900口を販売する予定である。

##### (2) 売却・追加発行等の制限

ザ・エルシーピー・グループ・エルピー、極東証券株式会社、株式会社ゼクス、日神不動産株式会社、矢作建設工業株式会社、株式会社ディックスクロキ、北建設株式会社、株式会社創建、穴吹興産株式会社、株式会社サンシティ及び株式会社ビッグは本投資法人の設立(平成17年9月20日)にあたり、本投資証券をそれぞれ126口、36口、24口、24口、24口、15口、12口、12口、9口、9口及び9口(合計300口)取得し、平成18年4月20日現在まで保有しており、本投資証券を東京証券取引所に上場するに際し、同取引所の規則に基づき、本投資法人との間で継続所有に関する確約を行っており、当該投資口を、上場(売買開始)日後6ヶ月を経過する日まで所有することとされる。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びにその訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

指定先であるザ・エルシーピー・グループ・エルピー、極東証券株式会社、日神不動産株式会社、矢作建設工業株式会社、株式会社ディックスクロキ及び株式会社ゼクスは、上記(1)に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資証券のうち、それぞれ900口、450口、300口、300口、150口及び900口を取得する予定である。各指定先は、一般募集に関連して、共同主幹事証券会社との間で、上場（売買開始）日の1年後の応当日までの期間、共同主幹事証券会社の事前の書面による承諾なしに、上記のとおり取得することを予定している本投資証券及び上記 記載の平成18年4月20日現在保有している本投資証券について、売却、担保提供、貸付けその他の処分（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資証券の貸出しを除く。）を行わない旨、合意している。

本投資法人は、一般募集に関連して、共同主幹事証券会社との間で、上場（売買開始）日の6ヶ月後の応当日までの期間、共同主幹事証券会社の事前の書面による承諾なしに、投資口の追加発行（但し、本第三者割当に伴う追加発行を除く。）を行わない旨、合意している。

以 上

\* 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びにその訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。